

ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領

１．適用範囲

本資料は、３次元設計データを活用した構造物工（橋脚・橋台）（以下、構造物工（橋脚・橋台）（ＩＣＴ））に適用する。

２．適用工種

- １）橋台工：橋台躯体工
- ２）ＲＣ橋脚工：橋脚躯体工

３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

（１）３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設費率補正係数　：　１.２
- ・現場管理費率補正係数　：　１.１

※小数点第３位四捨五入２位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ２）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）上記１）～３）に類似する３次元計測技術を用いた出来形管理

（２）費用計上にあたっての留意事項

１）３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が（１）で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

２）受注者から見積りの提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

※妥当性の確認など具体的な運用方針については、別添【補足資料】の「ＩＣＴ活用工事において３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用を計上する場合の積算方法」により実施することとする。